

○筑波大学附属病院感染対策指針

〔平成19年6月26日〕
附属病院長決定

改正 平成19年11月27日
改正 平成23年 6月28日
改正 平成24年 7月24日
改正 平成29年10月16日
改正 平成30年 3月 5日
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 3年 4月 6日
改正 令和 4年 8月 2日
改正 令和 5年 3月20日
改正 令和 6年 4月 1日
改正 令和 6年 5月 7日

筑波大学附属病院感染対策指針

(趣旨)

- 1 筑波大学附属病院（以下「本院」という。）は、本院において感染防止に努めるための基本方針をここに定める。

(院内感染対策に関する基本的な考え方)

- 2 本院は、感染に関連する医療安全の質の向上を最優先とし、感染対策での人材育成及び特定機能病院としての役割を果たす。

なお、基本的感染対策として、国際的標準の「標準予防策」（血液等の生体に関わる湿性物質は、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を適用し、この標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患等に対して「感染経路予防策」を追加提供する。

(院内感染対応に関する基本的な考え方)

- 3 本院は、前項を基本として院内感染の防止に組織的な対応を行い、感染等発生の際には、その原因の迅速な特定と制圧・終息を図るものとし、職員等（職員、学生その他の本院の業務に関わるすべての者をいう。以下同じ）がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療の提供ができるように定める。

(組織として感染防止への取り組み)

- 4 本院は、以下のとおり、組織として感染防止に取り組む。

(1) 院内感染管理者の設置

本院における職員等及び患者の全病院的な感染管理業務について中心かつ包括的に進める役割を担う者として、院内感染管理者を置く。

(2) 感染対策委員会の設置

院内感染対策の管理運営の推進のため、感染対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設ける。また、重篤な感染症や新興感染症等、全病院的な対応が必要な疾患が発生した場合には、必要に応じて、別途対策委員会を設置し対応するものとする。

(3) 感染制御部の設置

院内感染対策並びに医療関連感染に係る職員等への健康管理、教育・研修及び抗菌薬適正使用の推進並びに感染対策に係る地域連携のため、感染制御部を設ける。

(4) インфекションコントロールチーム（ICT）の設置

感染制御部に、院内感染防止に関する情報収集、調査、分析、改善、改良環境の向上及び啓発等を行うため、インфекションコントロールチーム（ICT）を設置し、活動を行う。

(5) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）の設置

感染制御部に、抗菌薬適正使用の支援を組織横断的に活動する抗菌薬適正使用支援チームを設置し、活動を行う。

(6) 院内感染制御マネージャーの設置

本院の全ての組織（診療部門、管理部門その他の本院の業務に関わる全ての組織をいう。）に院内感染制御マネージャーを配置する。

（情報の共有化と感染防止）

5 院内感染の発生にあたっては、次のとおり、情報の共有化を図り、院内感染防止に役立てるものとする。

(1) 院内感染症発症状況及び必要な病原体の検出状況について、以下のとおり適切な情報伝達を行う。

① 検査部は、毎週、指定した病原体の検出状況を感染制御部に報告すると共に、院内感染対策上問題となる病原体を検出した場合、速やかに感染制御部及び検査を依頼した医師に報告する。感染制御部は、現状を分析し、担当診療科・組織と協力して必要な感染対策を行う。

② 感染制御部は、院内感染制御マネージャーと共に、指定した感染症のサーベイランス及び院内防止に係る医療環境の調査・改善を行い、関係者と共有する。

③ 感染制御部は、院内感染防止に係る医療環境の調査・改善、感染症法に基づく報告が義務付けられている感染症、手術部位感染など院内感染対策上問題となる感染症、主要な病原体の検出状況、抗菌薬使用状況等について、対策委員会に報告し、院内感染制御マネージャーと定期的に共有する。

(2) 職員等は、感染管理対策のために、以下のとおり、適切な対策を行う。

① 院内感染防止のためのマニュアルに従って、手指衛生の徹底、院内におけるマスク着用など、常に感染予防策の遵守に努める。

② 針刺し防止など、業務上における職業感染の防止に努め、本院が定める抗体検査及びワクチン接種を行う。

③ 自らが院内感染源とならないよう、院内感染対策上問題となる感染症に罹患した場合には速やかに感染制御部に報告し、適切な感染防止策を講じる。

④ 抗菌薬適正使用のためのマニュアルに従って、常に抗菌薬の適正使用に努める。

（院内感染異常発生時の対応）

6 院内感染の異常発生時の対応の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 感染症の異常発生を確認した（疑った）職員等は、直ちに感染制御部に報告する。感染制御部は、現状の分析を行い、担当診療科・組織と協力して、必要な感染対策を行う。

(2) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を病院長に報告する。必要に応じ、対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明して改善策を立案し、その実施のため、職員等への周知徹底を図る。

（職員等への研修の実施）

7 感染対策・抗菌薬適正使用に関する基本的な考え方及び具体的な方策について、次のとおり、職員等の周知徹底を図るための研修会を開催し、職員等の感染対策・抗菌薬適正使用に対する意識向上を図る。

(1) 職員等の研修は、就職時の初期研修の他、年2回開催する。また、必要に応じて随時開催する。

(2) 院内実習に参加する学生等に対しては、実習に際して感染対策の研修を実施する。

(3) 研修の開催結果は、記録・保存する。

(患者等への感染防止への協力依頼)

8 患者・訪問者・面会者等（以下「患者等」という。）への感染対策に係る情報提供及び説明・協力依頼については、次のとおりとする。

- (1) 感染対策指針は、患者等が閲覧できるようにする。
- (2) 患者等には、疾病の説明とともに、感染防止の基本について説明し、理解を得た上で、職員等に準じて、手指衛生の徹底、院内におけるマスク着用など、感染対策に常に務めるように協力を求める。
- (3) 感染症を罹患しているもしくは疑われる患者等に対しては、他の患者等への感染防止のため、疾病に応じた適切な感染対策に対する協力を求める。

(感染対策・抗菌薬適正使用に関する他機関及び地域との連携)

9 感染対策・抗菌薬適正使用に関しては、以下のとおりとする。

- (1) 地域医療機関、行政、医師会、高齢者施設等と連携し、合同カンファレンス、研修会、相互評価、訪問指導又は助言を通して、地域における感染対策・抗菌薬適正使用の向上を図る。
- (2) 感染対策・抗菌薬適正使用において必要に応じ、外部機関に報告し適切な助言を求める。

(その他)

10 この指針の改廃は、感染対策委員会の議を経て、病院長が行う。その他必要な事項は、別に定める。

附 記

この附属病院決定は、令和6年5月7日から実施し、この附属病院長決定による改正後の筑波大学附属病院感染対策指針は、令和6年4月1日から適用する。